

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	住民税非課税世帯等に対する臨時的給付金支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上田市は、住民税非課税世帯等に対する臨時的給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上田市長

公表日

令和5年10月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時的給付金の支給
②事務の概要	<p>ア（令和3・4年度上田市子育て世帯等臨時特別支援事業）住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務実施要領に基づき、住民税非課税世帯等に対し、当該給付金を支給する。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">① 給付金の支給資格確認② 支給の決定及び支給対象者への通知 <p>イ（令和4年度上田市子育て世帯等臨時特別支援事業）電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務実施要領に基づき、住民税非課税世帯等に対し、当該給付金を支給する。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">① 給付金の支給資格確認② 支給の決定及び支給対象者への通知 <p>ウ 令和5年度物価高騰に伴う住民税非課税世帯等に対する特別支援金支給事務実施要領に基づき、住民税非課税世帯等に対し、当該給付金を支給する。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">① 給付金の支給資格確認② 支給の決定及び支給対象者への通知 <p>エ 長野県・上田市価格高騰特別対策支援金支給事務実施要領に基づき、住民税非課税世帯等に対し、当該給付金を支給する。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">① 給付金の支給資格確認② 支給の決定及び支給対象者への通知
③システムの名称	①ーア 令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、①ーア 令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、①ーイ・ウ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金等システム、①ーエ 長野県価格高騰特別対策支援金システム、②住民基本台帳システム、③個人住民税システム、④宛名管理システム、⑤中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
支給対象者情報台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号利用法」という。）第9条第1項及び別表第一の101の項 ②番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府／総務省／令第5号）第74条 ③公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号及び別表第二の121の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号 上田市 福祉部 福祉課 電話:0268-75-1365
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号 上田市 福祉部 福祉課 電話:0268-75-1365

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給	住民税非課税世帯等に対する臨時的給付金の支給	事後	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に規定される、事務の追加に係る変更のため、事後の報告となる。
令和5年3月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	（令和3年度上田市子育て世帯等臨時特別支援事業）住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務実施要領に基づき、子育て世帯に対し、当該給付金を支給する。 なお、特定個人情報は次の事務で取り扱う。 ① 給付金の支給資格確認 ② 支給の決定及び支給対象者への通知	ア（令和3・4年度上田市子育て世帯等臨時特別支援事業）住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務実施要領に基づき、住民税非課税世帯等に対し、当該給付金を支給する。 なお、特定個人情報は次の事務で取り扱う。 ① 給付金の支給資格確認 ② 支給の決定及び支給対象者への通知 イ（令和4年度上田市子育て世帯等臨時特別支援事業）電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務実施要領に基づき、住民税非課税世帯等に対し、当該給付金を支給する。 なお、特定個人情報は次の事務で取り扱う。 ① 給付金の支給資格確認 ② 支給の決定及び支給対象者への通知	事後	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に規定される、事務の追加に係る変更のため、事後の報告となる。
令和5年3月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、②住民基本台帳システム、③個人住民税システム、④宛名管理システム、⑤中間サーバー	①ーア 令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、①ーア 令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、①ーイ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム、②住民基本台帳システム、③個人住民税システム、④宛名管理システム、⑤中間サーバー	事後	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に規定される、事務の追加に係る変更のため、事後の報告となる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>ア（令和3・4年度上田市子育て世帯等臨時特別支援事業）住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務実施要領に基づき、住民税非課税世帯等に対し、当該給付金を支給する。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務で取り扱う。 ① 給付金の支給資格確認 ② 支給の決定及び支給対象者への通知</p> <p>イ（令和4年度上田市子育て世帯等臨時特別支援事業）電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務実施要領に基づき、住民税非課税世帯等に対し、当該給付金を支給する。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務で取り扱う。 ① 給付金の支給資格確認 ② 支給の決定及び支給対象者への通知</p>	<p>ア（令和3・4年度上田市子育て世帯等臨時特別支援事業）住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務実施要領に基づき、住民税非課税世帯等に対し、当該給付金を支給する。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務で取り扱う。 ① 給付金の支給資格確認 ② 支給の決定及び支給対象者への通知</p> <p>イ（令和4年度上田市子育て世帯等臨時特別支援事業）電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務実施要領に基づき、住民税非課税世帯等に対し、当該給付金を支給する。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務で取り扱う。 ① 給付金の支給資格確認 ② 支給の決定及び支給対象者への通知</p> <p>ウ 令和5年度物価高騰に伴う住民税非課税世帯等に対する特別支援金支給事務実施要領に基づき、住民税非課税世帯等に対し、当該給付金を支給する。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務で取り扱う。 ① 給付金の支給資格確認</p>	事後	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に規定される、事務の追加に係る変更のため、事後の報告となる。
令和5年7月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>①ーア 令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、①ーア 令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、①ーイ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム、②住民基本台帳システム、③個人住民税システム、④宛名管理システム、⑤中間サーバー</p>	<p>①ーア 令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、①ーア 令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、①ーイ・ウ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金等システム、②住民基本台帳システム、③個人住民税システム、④宛名管理システム、⑤中間サーバー</p>	事後	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に規定される、事務の追加に係る変更のため、事後の報告となる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>ア（令和3・4年度上田市子育て世帯等臨時特別支援事業）住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務実施要領に基づき、住民税非課税世帯等に対し、当該給付金を支給する。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務で取り扱う。 ① 給付金の支給資格確認 ② 支給の決定及び支給対象者への通知</p> <p>イ（令和4年度上田市子育て世帯等臨時特別支援事業）電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務実施要領に基づき、住民税非課税世帯等に対し、当該給付金を支給する。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務で取り扱う。 ① 給付金の支給資格確認 ② 支給の決定及び支給対象者への通知</p> <p>ウ 令和5年度物価高騰に伴う住民税非課税世帯等に対する特別支援金支給事務実施要領に基づき、住民税非課税世帯等に対し、当該給付金を支給する。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務で取り扱う。 ① 給付金の支給資格確認 ② 支給の決定及び支給対象者への通知</p>	<p>ア（令和3・4年度上田市子育て世帯等臨時特別支援事業）住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務実施要領に基づき、住民税非課税世帯等に対し、当該給付金を支給する。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務で取り扱う。 ① 給付金の支給資格確認 ② 支給の決定及び支給対象者への通知</p> <p>イ（令和4年度上田市子育て世帯等臨時特別支援事業）電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務実施要領に基づき、住民税非課税世帯等に対し、当該給付金を支給する。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務で取り扱う。 ① 給付金の支給資格確認 ② 支給の決定及び支給対象者への通知</p> <p>ウ 令和5年度物価高騰に伴う住民税非課税世帯等に対する特別支援金支給事務実施要領に基づき、住民税非課税世帯等に対し、当該給付金を支給する。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務で取り扱う。 ① 給付金の支給資格確認 ② 支給の決定及び支給対象者への通知</p> <p>エ 長野県・上田市価格高騰特別対策支援金支給事務実施要領に基づき、住民税非課税世帯等に対し、当該給付金を支給する。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務で取り扱う。 ① 給付金の支給資格確認 ② 支給の決定及び支給対象者への通知</p>	事後	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に規定される、事務の追加に係る変更のため、事後の報告となる。
令和5年10月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>①ーア 令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、①ーア 令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、①ーイ・ウ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金等システム、②住民基本台帳システム、③個人住民税システム、④宛名管理システム、⑤中間サーバー</p>	<p>①ーア 令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、①ーア 令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、①ーイ・ウ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金等システム、①ーエ 長野県価格高騰特別対策支援金システム、②住民基本台帳システム、③個人住民税システム、④宛名管理システム、⑤中間サーバー</p>	事後	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に規定される、事務の追加に係る変更のため、事後の報告となる。